

令和3年度豊山町ホームページ広告掲載に関する募集要項

(趣旨)

第1 この募集要項は、豊山町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、豊山町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2 町ホームページに掲載する広告はバナー広告（町ホームページ内に表示される広告を目的とする画像で、広告を掲載する者の指定するホームページにリンクする機能を有するもの。以下「広告」という。）とする。

(広告掲載の範囲)

第3 町ホームページに掲載する広告の範囲は、要綱第3条に定めるところによる。ただし、主たる目的が求人及びこれに類するものについては広告掲載を行わない。

(広告の掲載規格)

第4 広告の掲載規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル横120ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG形式で静止画
- (3) データ 容量30KB以下
- (4) デザイン及び色彩 町のイメージを損なわないものであること。

(広告の掲載位置)

第5 広告を掲載する位置は、町ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第6 広告を掲載する期間は、1月を基本とし、最長12月までとする。ただし、年度を越えて申込むことはできない。

(掲載開始日等)

第7

- 1 広告の掲載開始日は、掲載希望期間の初めの月の初日とし、掲載終了日は掲載希望期間の末日の翌月の初日とする。
- 2 前項の規定に関わらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年1月3日までに当たるときは、その直後の豊山町役場開庁日を掲載開始日又

は掲載終了日とする。

(広告掲載料)

第8 広告の掲載料は、1 枠当たり月額5, 000円(税込み)とする。

2 前項に定める広告掲載料は、掲載期間が1月未満の場合は1月として計算する。

3 広告主は、前項の規定により定められた広告掲載料を町長が定める期日までに納めなければならない。

(広告の募集方法)

第9 広告の募集は、要綱第5条に定めるところによる。

(掲載の申込み)

第10 広告掲載希望者は、「豊山町ホームページ広告掲載申込書」(様式第1号)を掲載希望月の前月の10日までに提出し、掲載を申し込むものとする。

2 町長は必要に応じて、掲載に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第11 町長は、前条の申込みがあったときは、広告掲載希望者及び広告内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、要綱第7条による「広告掲載決定通知書(様式第2号)」により広告掲載希望者に通知する。

(契約書)

第12 町と広告掲載事業者は、広告の掲載に関して契約書を締結するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第13 広告原稿は、町が指定した期日までに町が指定した方法により作成して、町長に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

3 町長は、第1項の規定により提出された広告原稿の広告内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要項に抵触していると判断した場合は、広告主に対し、広告内容の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第14 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、「豊山町ホームページ広告掲載変更届」(様式第2号)により、速やかに町長に届出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、「豊山町ホームページ広告掲載申込書」(様式第1号)又は添付書類の記載内容に変更があったとき。
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(広告掲載の取下げ)

第15 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、「豊山町ホームページ広告掲載取り下げ届」(様式第3号)により、広告の取下げを希望する日の1週間前(複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあつては、1月前)までに町長に申し出なければならぬ。

(掲載料の還付等)

第16 納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告の掲載期間中、町の都合により町ホームページの公開を停止した場合は、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

(協議)

第17 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

様式第1号

豊山町ホームページ広告掲載申込書

令和 年 月 日

豊山町長 殿

氏名（法人その他団体にあつては名称及び代表者氏名）

.....
住所（所在地）

.....
担当者氏名
（電 話）
.....

豊山町ホームページへの広告掲載を、次のとおり申し込みます。

住所または所在地	
名称及び代表者氏名	
電話・FAX	
E-mail	
担当者氏名及び連絡先	
業種	
リンク先URL	
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 箇月）

- ・ 広告掲載の可否について、豊山町の審査・判断に従うこと
- ・ 豊山町の町税等の滞納がないこと
- ・ 自己又は自己の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと並びに前述の者と関係を有していないこと
- ・ 豊山町ホームページ広告掲載関連規定を遵守することを誓約します。
- ・ 氏名（法人の場合は代表者名）を自署する場合は、押印不要です。本人（法人等においては代表者）が自署しない場合（ゴム印やパソコンの印字等による記名等）は、押印が必要です。

町が必要な場合には、

- ・ 豊山町が申込者の豊山町の町税等の納付状況を確認すること
- ・ 愛知県警察本部に照会すること
について承諾し、当該照会に係る必要書類の提出を請求された場合には、当該請求に従うこと

様式第2号

豊山町ホームページ広告掲載変更届

令和 年 月 日

豊山町長 殿

氏名（法人その他団体にあつては名称及び代表者氏名）

.....
住所（所在地）

.....
担当者氏名

.....
連絡先電話番号

豊山町ホームページへ広告募集要項第14の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変更内容	広告	
	リンク先 URL	
変更年月日		
その他		

氏名（法人の場合は代表者名）を自署する場合は、押印不要です。本人（法人等においては代表者）が自署しない場合（ゴム印やパソコンの印字等による記名等）は、押印が必要です。

様式第 3 号

豊山町ホームページ広告掲載取り下げ届

令和 年 月 日

豊山町長 殿

氏名（法人その他団体にあつては名称及び代表者氏名）

.....
申込者住所（所在地）

.....
担当者氏名

連絡先電話番号
.....

豊山町ホームページへ広告募集要項第 15 の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

取り下げ年月日	年 月 日
取り下げ理由	

氏名（法人の場合は代表者名）を自署する場合は、押印不要です。本人（法人等においては代表者）が自署しない場合（ゴム印やパソコンの印字等による記名等）は、押印が必要です。

豊山町ホームページ広告掲載に関する契約書（案）

豊山町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、インターネットに公開している豊山町ホームページのトップページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し契約を締結するものとする。

（目的）

第1条 甲は、乙が提出し、審査、承認されたバナー広告（以下「広告」という。）を町ホームページに掲載し、乙は、甲にその対価として広告料を支払うものとする。

（広告掲載期間）

第2条 乙が町ホームページに広告掲載を行うことができる期間（以下「広告掲載期間」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（使用枠数及び広告料）

第3条 使用枠数は、1枠とし、広告料は、〇,〇〇〇円（うち消費税含む。）とする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第4条 乙は、この契約から生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（秘密の保持）

第5条 乙は、広告掲載に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（事故発生時の報告）

第6条 乙は、広告掲載に関し、事故その他契約を履行し難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（要綱及び基準の遵守）

第7条 乙は、甲が提示する豊山町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び豊山町ホームページ広告掲載に関する募集要項（以下「募集要項」）を遵守しなければならない。

（広告料の支払）

第8条 乙は、広告料を甲の発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納付期限までに納めるものとする。

（広告の範囲及び掲載基準等）

第9条 町ホームページに掲載できる広告の範囲、掲載基準等は、要綱及び募集要項の規定を適用する。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告は、乙が作成し、その費用を負担するものとする。

2 乙は、事前に審査、承認された広告原稿に基づき作成したデータを、甲が

指定した期日までに、甲が指定した方法により提出するものとする。

(広告掲載の開始日及び終了日)

第11条 広告掲載開始日は、原則として広告掲載期間の初めの月の初日とする。

2 広告掲載終了日は、原則として広告掲載期間の末日の翌月の初日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、その直後の豊山町役場開庁日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(広告掲載の方法)

第12条 甲は、第10条第2項の規定により提出された広告を、原則として広告掲載開始日に掲載するものとする。

2 甲は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日に削除するものとする。

(届出義務)

第13条 乙は、広告掲載期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(1) バナー画像を変更するとき。

(2) リンク先ホームページのURLを変更するとき。

(3) リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。

(4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(5) 乙の名称、所在地及び連絡先並びに法人格を有しない団体にあつては代表者を変更するとき。

(6) 広告の内容等が、要綱及び募集要項に抵触することとなったとき。

(広告内容等の修正等の指示)

第14条 甲が広告内容等について、要綱及び募集要項に反すると判断したときは、乙に対していつでも広告の内容等の修正又は削除（以下「修正等」という。）を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告掲載を取り消すことができる。

(1) 第7条又は前条第2項に違反したとき。

(2) その他広告事業を継続することが適切でないと甲が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第16条 乙は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 乙は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、甲に申し出なければならない。

(広告掲載の中止)

第17条 甲は、この契約締結後、乙の責めによらない社会状況の変化等により、広告を掲載することが不相当と判断したときは、広告掲載を中止することができる。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 広告掲載料が、町が指定する期日までに納入されないとき。
- (2) 広告原稿が、町が指定する期日までに提出されないとき。
- (3) 広告原稿が、審査、承認された広告案と著しく相違するとき。
- (4) 公益上の理由により、町が広告媒体を使用する必要が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告掲載を行うことが適当でないことを認めたとき。

2 前項に定める場合のほか、甲乙協議のうえこの契約を解除することができる。

(広告料の返還)

第19条 甲は、徴収した広告料は還付しないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が広告掲載をしなかった期間が1日を超えると、第17条の規定による時、又はその他特別の事由があると甲が認めるときは、この限りではない。

2 次の各号に掲げる理由により甲が町ホームページの運営を一時停止した場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災地変その他の非常事態が発生した場合
- (3) その他公益上やむを得ない場合

3 第1項ただし書の場合に還付する金額は、広告を終日掲載しなかった日数と広告掲載期間の日数に応じて日割計算（1円未満端数切り捨て）により算出し、還付金には利息を付さない。

(信義誠実の義務)

第20条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(損害賠償)

第21条 乙は、広告内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害若しくは財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正行為若しくは不法行為を行ってはならない。

2 乙は、広告掲載により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(調査又は報告)

第22条 乙がこの契約の定めに従ったときは、甲は乙に対し、事実関係の調査及び報告を求めることができる。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他)

第25条 この契約に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、甲が定める。

(疑義等の決定)

第26条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊山町大字豊場字新栄260番地
豊山町長 ⑩

乙

⑩

仕 様 書

1 バナー広告の掲載位置

- バナー広告の掲載位置は、町が指定した位置とする。
 - ・トップページの改版などにより、掲載位置が変更される場合がある。

2 バナー広告の規格

- サイズ：縦60ピクセル×横120ピクセル
 - ファイル形式：J P E G, G I F (アニメーション、移動不可)
 - データサイズ：30キロバイト以内
 - ・文字、イラストなどデザインについては、見やすく配慮する。
 - ・豊山町が直接広告をしていると誤解を与えるようなデザイン、配色、文字、ロゴ、字体などは、使用しない。
 - ・バナー全体に対する代替テキストを簡潔に記述する。
 - ・閲覧者に誤解を与えたりするおそれのある表現は避ける。
- (例) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
アラートマーク
ラジオボタン
テキストボックス (入力できるように見えるもの)
プルダウンメニュー (下に選択肢があるように見えるもの)

3 バナー広告のデータ提出

- 電子データで提出する。
 - ・C D - R 等の記録媒体により提出した場合は、記録媒体は返却しない。
 - ・電子メールに添付しての提出も可。次の題名にて送信すること。
題名：豊山町ホームページバナー広告データの送信について
送信先：densan@town.toyoyama.lg.jp